

在宅療養情報No.17 【マイナンバーカード】について知ろう！！

～マイナンバーカードの申請方法と医療機関のかかり方～

マイナンバーカードを利用することで各種手続きが便利になります！

1

健康保険証として使えます！…※

2

本人確認書類になります！

3

証明書をコンビニで取得できます！

4

行政手続きをオンライン化できます！

☆マイナンバーカードとは・・・

マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号で、社会保障制度、税制、災害対策などの、法令又は条例で定められた行政手続きで利用することが可能です。

マイナンバーカードは、本人の申請により交付されます。個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、様々な行政サービスを受けることができます。

※ 現行の健康保険証等は有効期限の満了後は使えなくなります（※有効期限が2025年12月1日以前に切れる場合、転職・転居等で保険者異動が生じた場合はその有効期限まで。）

マイナ保険証を保有していない方は、保険者から被保険者資格情報を記載した「資格確認書」が交付され、医療機関等窓口で提示し一定の負担で医療を受けとることができます。

⇒申請方法を裏面に記載しております。ご興味のある方は裏面をご覧ください。

